

## 節約推進本部を置くの件

(昭和四十八年十二月一日館長決定第五号)

改正	平成	十四年三月三十一日館長決定第二号	
	同	十九年三月二十八日同	第二号
	同	二十一年四月一日同	第四号
	同	二十八年三月二十五日同	第四号

節約推進本部を置くの件を次のように定め、昭和四十八年十二月一日から施行する。

1 エネルギー、庁用物品等の節約のため、国立国会図書館に、節約推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、前項の目的を達成するため、次の事項につき協議し、その推進をはかる。

一 石油、電気、ガス等の節約に関する事。

二 庁用物品等の節約に関する事。

3 本部に、本部長及び部員を置く。

4 本部長には、総務部長を充てる。

5 部員は、次の各号に掲げる課の長の職にある者をもって充てる。

一 総務部の各課

二 総務部以外の部局、関西館及び国際子ども図書館の課で、当該部局等の所掌事務の総合調整を行うもの

6 節約の推進を分担するため、節約担当者を置くこととし、節約担当者は、各部局(関西館及び国際子ども図書館を含む。)の長

が指名する。

7 本部の事務は、総務部会計課で行なう。

附 則 (平成十四年三月三十一日館長決定第二号)

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十八日館長決定第二号)

本件は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年四月一日館長決定第四号)

本件は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十五日館長決定第四号)

本件は、平成二十八年四月一日から施行する。